

基発 0813 第 1 号  
平成 30 年 8 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

## フォークリフト運転技能講習規程等の一部を改正する告示について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 61 条第 1 項において、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 20 条第 11 号から第 15 号までに掲げるフォークリフト、車両系建設機械、ショベルローダー、不整地運搬車、高所作業車（以下「フォークリフト等」という。）の運転等の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならないこととされている。

当該技能講習の実施方法等の詳細については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 79 条から第 83 条までにおいて定められており、さらにこれらの条文に基づき、技能講習の実施について必要な事項をフォークリフト運転技能講習規程（昭和 47 年労働省告示第 111 号）等で定めているところ、本日、フォークリフト運転技能講習規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 303 号。以下「改正告示」という。）が告示されたところである。

改正告示の趣旨及び概要については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨及び概要

下記（1）から（7）までの技能講習規程における技能講習の「走行の操作」、「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」又は「原動機に関する知識」に係る講習科目の受講の免除を受けることのできる者に、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 4 項で定める大型特殊自動車第二種免許等の保持者を追加したこと。

本改正は、フォークリフト等の運転等に係る技能講習について、道路交通法第 84 条第 3 項で定める大型特殊自動車免許等の保持者に一部の科目の受講の免除を認めているところ、上位資格として位置づけられている第二種免許の保持者についても、免除の対象に加える趣旨であること。

（1）フォークリフト運転技能講習規程（昭和 47 年労働省告示第 111 号）

（2）車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程（昭和 47 年

労働省告示第 112 号)

- (3) ショベルローダー等運転技能講習規程(昭和 52 年労働省告示第 119 号)
- (4) 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習規程(昭和 52 年労働省告示第 120 号)
- (5) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程(平成 2 年労働省告示第 65 号)
- (6) 不整地運搬車運転技能講習規程(平成 2 年労働省告示第 66 号)
- (7) 高所作業車運転技能講習規程(平成 2 年労働省告示第 67 号)

## 2 適用日

本告示は、告示の日（平成 30 年 8 月 13 日）から適用すること。

## 3 関係通達の一部改正

本改正に伴い、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成 16 年 3 月 19 日付け基発 0319009 号）の一部を別添のとおり改正する。

○「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成16年3月19日付け基発0319009号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
別添8		別添8	
技能講習の名称	講師の条件関係	技能講習の名称	講師の条件関係
1～30 (略)	(略)	1～30 (略)	(略)
31 フォークリフト運転技能講習規程(安衛法別表第20第17号関係)	1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20条第11号の業務」の項の各号に該当する者、 <u>道路交通法第84条第3項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許を有する者又は道路交通法第84条第4項に規定する大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者</u> で、10年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの (2)・(3) (略) 3～6 (略)	31 フォークリフト運転技能講習規程(安衛法別表第20第17号関係)	1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20条第11号の業務」の項の各号に該当する者 <u>又は</u> 道路交通法第84条第3項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許を有する者で、10年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの (2)・(3) (略) 3～6 (略)
32 ショベルローダー	1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱い	32 ショベルローダー	1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱い

等運転技能  
講習(安衛法  
別表第20  
第17号関  
係)

の方法に関する知識」の項の「条件」の欄第  
3号の「同等以上の知識経験を有する者」は  
、次に掲げる者が該当すること。  
(1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20  
条第13号の業務」の項の各号に該当する  
者、道路交通法第84条第3項に規定する  
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型  
自動車免許、普通自動車免許若しくは大型  
特殊自動車免許を有する者又は道路交通法  
第84条第4項に規定する大型自動車第二  
種免許、中型自動車第二種免許、普通自動  
車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二  
種免許を有する者で、10年以上ショベル  
ローダー等の運転の業務に従事した経験を  
有するもの  
(2)・(3) (略)  
3～6 (略)

等運転技能  
講習(安衛法  
別表第20  
第17号関  
係)

の方法に関する知識」の項の「条件」の欄第  
3号の「同等以上の知識経験を有する者」は  
、次に掲げる者が該当すること。  
(1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20  
条第13号の業務」の項の各号に該当する  
者、又は道路交通法第84条第3項に規定す  
る大型自動車免許、中型自動車免許、準中  
型自動車免許、普通自動車免許若しくは大  
型特殊自動車免許を有する者で、10年以  
上ショベルローダー等の運転の業務に従事  
した経験を有するもの  
(2)・(3) (略)  
3～6 (略)